

## 徳島市パートナーシップの宣誓等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市人権条例（平成14年徳島市条例第23号）の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第7条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族）の関係でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。）

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあっては、その事実

が確認できる書類)

(2) 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式。以下「申告書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、当該申告をしようとする者の一方又は双方が自ら申告書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類の原本

(2) 住民票の写し又は住民記載事項証明書(申告書提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

2 前項の申告を来庁により行う場合は、あらかじめ申告日を予約するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類について、来庁による申告にあつては提示を、郵送による申告にあつては写しの提出を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第4号様式。以下「カード」という。）に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

2 市長は、第5条第1項の規定により申告がなされた場合において、当該申告をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、受領証及びカードに申告書の写しを添付し、当該申告をした者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により、申告した者に受領証等を交付したときは、当該受領証を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携協定締結都市に通知する。

(子に関する記載)

第8条 前条の規定により受領証及びカードの交付を受けた者（以下「被交付者」という。）の一方又は双方と共に暮らす未成年の子ども（以下「子」という。）がいる場合であって、当該被交付者が受領証及びカードに当該子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書（第5号様式）に、被交付者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。被交付者が新たに当該被交付者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の再交付)

第9条 被交付者は、受領証若しくはカード又はその両方を紛失し、毀損若しくは汚損し又は改姓若しくは改名したときその他当該受領証若しくはカード又はその両方の再交付を必要とするときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第6号様式。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証若しくはカード又はその両方の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、受領証若しくはカード又はその両方を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10条 被交付者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（第7号様式）に受領証及びカードを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 当事者の一方が死亡した場合

(3) 当事者の一方が本市外に転出した場合（一時的な場合を除く。）

(4) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(宣誓等の受領証明の取消し)

第11条 市長は、被交付者が虚偽その他の不正な方法により受領証及びカードの交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証及びカードを不正に使用したことが判明したときは、宣誓又は申告の受領証明を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により宣誓又は申告の受領証明を取り消した場合は、第7条の規定により交付した受領証及びカードの返還を求めるものとする。  
(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。